

# 令和4年3月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年3月25日(金)午後1時30分～午後2時08分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号)
日程第3	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第2号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第3号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第4号)
日程第6	その他
出席委員	1 楠 豊 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	2 吉原博美
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査 松本美佳主査
生活環境課	藤川英祐
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	なし



りました。資料の2ページから5ページは不要となります。  
以上で報告を終わります。

議長（会長） 事務局の報告が終わりました。  
日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号を議題とし、上程致します。  
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の3条申請案件は1件1筆で、面積にして1,452㎡でございます。  
会長提出議案第1号、地区番号1、受付年月日、令和4年3月1日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積合計1,452㎡。譲渡人の申請事由は労力不足。譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積14,416.30㎡。受人従事数は4。資料は1ページ目でございます、申請地は●●●●●●から南東約100mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理を行っております。経営規模拡大の案件でございます。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、津田地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

楠豊委員 それでは、ご報告致します。会長提出議案第1号の3条申請ですが、内容については事務局の説明のとおりであります。地区委員会と致しましては、現地を確認し、問題はないと判断致しましたので、ご報告致します。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。  
続きまして、日程第3 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第2号を議題とし、上程致します。  
なお、第2号は●●委員の関係案件であり、除斥対象議案であります。これから審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条に基づく申請審議について、今回、4条申請案件は1件、筆数3筆で面積4,201㎡でございます。  
それでは、案件についてご説明致します。議案書2ページ目でございます。  
会長提出議案第2号、地区番号4、受付年月日、令和4年3月1日。申請





全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第3号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第4号を上程致します。</p> <p>なお、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番が●●委員さん、60番、61番が●●委員さんの関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。これは農地機構を通して農地の売買を行うものです。</p> <p>権利の受け手は香川県農地機構、権利の出し手は●●●●様、●●●●様、それぞれ1筆ずつで計2筆です。</p> <p>次に、農地の貸し借りについて、議案書5ページから9ページの説明となります。法人2件、個人15件、中間管理機構34件の合計51件となっております。</p> <p>51件のうち、新規40件、再設定11件となっております。51件のうち、賃借権1件、使用貸借権50件となっております。賃借権の内訳は物納が1件となっております。</p> <p>期間は20年1件、18年9か月1件、15年1件、10年13件、8年3か月1件、6年7か月1件、6年14件、5年9件、4年10か月1件、4年8か月1件、4年7か月1件、3年1か月1件、3年5件、2年1件となっております。</p> <p>次に、農地中間管理事業対象農用地等総括表の説明に入ります。こちらのA3の資料をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人49件、法人22件となっております。</p> <p>設定する権利等の種類は、使用貸借権71件となっております。</p> <p>期間は、20年6件、18年9か月5件、15年5件、10年15件、8年3か月1件、6年7か月1件、6年28件、4年10か月3件、4年8か月1件、4年7か月2件、3年1か月1件、3年3件となっております。</p> <p>利用内容は、水稻、麦、野菜、露地野菜、施設野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては一括して質疑に入りますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言願います。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番、60番、61番を除く議案第4号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、原案のとおり承認することと致します。</p> <p>農地中間管理事業対象農用地等総括表の●●委員の関係案件である1番、●●委員の関係案件である60番、61番の審議に入りますので、それで</p>

は、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員 退席)

議長 (会長) では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は3件で、使用貸借権3件となっており、期間は10年となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。以上です。

議長 (会長) 説明が終わりました。質疑等ありませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長 (会長) なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) では、原案のとおり承認致します。退席されている●●委員、●●委員の再入場を求めます。

(●●委員、●●委員 着席)

議長 (会長) 本日上程の議案については以上ですが、日程第6 その他で、事務局、ありませんか。

事務局 事務局のほうからご検討をお願い致したい案件があるのですが、お手元の資料で、「農業委員会が定めることができる農地としての下限面積について」という資料をご覧いただいたらと思いますけれども、農地法第3条に係る下限面積の設定についてということで、下限面積の取扱いにつきましては以前から議会等で一般質問がありましたが、2020年農林業センサスの調査結果を踏まえて、現状に近いデータを活用しまして、農業委員会における協議をお願いしたいと要望を示されました。

今回、2020年農林業センサスの確定値が公表されたことにより関係書類を準備しておりますので、これに基づきご検討なり意見をお願いしたらと思います。

なお、資料の説明につきましては担当からご説明しますので、お願いします。

事務局 お配りしているのが4枚ありまして、1枚目は「農業委員会が定めることができる農地としての下限面積について」。これが下限面積の設定の仕方を書いているものでございます。

2点目は農業センサスを基に集計したデータでございまして、3ページ目が農家台帳システムから算定したデータでございまして、

4枚目が意見書という形で、皆様に考えていただきたいポイントを記した資料となっております。

まず、1ページ目からについてなんですけど、下限面積についての基準としては2通りありまして、1つが農業経営している者の総数の100分の40を下回らないように設定をしなければならないというのが1点、そして、2点目が、その100分の40にとらわれず、遊休農地が深刻なところで新

規就農を促進しなければならない考えるところについては100分の40の適用から外れて、どれだけ下げたものについても下限面積が定められるということにはなっております。

続きまして、2ページ目、農業センサスのデータを見ていただくと、40%を下回らない面積ということになりますと、0.5から1ha、要は50a以上となっております。これは農業センサスの性質上、10a以上の農家で調査が入ることとデータ数が圧倒的に少ないことから、どうしても農業センサスで調査したところ下限面積の判定をする際には大きな面積になってしまうというところがあります。

それを踏まえて、農家台帳システムから算出したデータをさぬき市のバージョンで作っているのですが、それに基づくと、40%を超える面積は30a以上からという形にはなっております。

このような資料を踏まえて、4ページ目の下限面積に係る意見書というのを皆さん記述していただいて、地区ごとに1枚、農業委員会事務局のほうに来月定例会で提出していただければと思っております。

下限面積についての説明は1ページ目のところに書いておりますので、また見ていただけたらと思います。

以上になります。

議長（会長） 何か意見がありましたら。分からないところとかございましたら。芳竹委員さん。

芳竹和政委員 何日か前の農業新聞に載っていたと思うのですが、この下限面積というものを撤廃するというような議員の法案が何か提出されているような文書が載っていたように記憶するのですが、それはどうでしょうか。

事務局 新聞に掲載されていたということなのですが、今、正確な情報は入っていないのですが、国の中で議論をされているというのはあります。ただ、それがなくなるかどうかというのはまだ分からない状況なので、ひょっとしたらまた残る可能性もあるし、残らない可能性もあるということで、まだこれは確定的なものではないので、動きがあるということは確かです。以上です。

議長（会長） ほかにございませんか。これ提出いつまで。

事務局 意見につきましては、一応、地区でそれぞれ書いていただいて、まとめていただいて、来月の委員会に提出していただけたらと思います。それで、まとめた意見をまた発表させていただいて、この分については1回や2回でなかなか結論が出るとは思っていませんので、何回か回を重ねないかとは思いますが、その点を踏まえて、またよろしくお願ひしたらと思います。

議長（会長） ということで、来月の農業委員会のときに提出お願ひ致します。続きまして、人事異動で事務局の職員の異動がありましたので、追加議案として職員の任命について上程致します。

事務局 追加議案第1号として、職員の任命についてでございます。新聞等でご存じかとは思いますが、令和4年4月1日付で人事異動に伴いまして報告させていただきます。まず、脇谷哲士が令和4年3月31日でさぬき市農業委員会の職員を解きまして、建設経済部の都市整備課へ異動することになりました。また、後任

で4年4月1日付で市民部生活環境課から農業委員会事務局へ藤川英祐が任命となりますので、ご報告させていただきます。

ご両名にご挨拶していただいたらと思います。

事務局

3年間、農業委員会事務局としてお仕事させていただきました。皆様については、私の至らぬところもあり大変ご迷惑をおかけしたこともあろうかと思いますが、皆様のおかげで3年間、仕事のほうができたとは思っております。

皆様、多岐にわたるご活躍をされている方々でありまして、都市整備課に移るんですけど、また関係することがたくさんあろうかと思っておりますので、さらによろしく願いできたらと思います。大変ありがとうございました。

生活環境課

改めまして、先ほどご紹介のありました、この4月1日から異動で農業委員会事務局のほうで働かせていただきます藤川英祐と申します。

今まで生活環境課という、市役所の1階でずっと働いていて、ほかの部署に異動したことはなくて、知識、経験ともに乏しいところで皆様にご迷惑をかけてしまうこともあるかもしれませんが、精いっぱい頑張らせていただきますので、よろしく願い致します。

十河道夫委員

家で田んぼしている。農家ですか、農家じゃないのですか。

生活環境課

おじいちゃんが田んぼをしていたのですが、2年前かな、亡くなってしまってから、もう手伝いもなくなって、田んぼはなくなってしまいました。

十河道夫委員

お父さんももうしてないということ。

生活環境課

そうですね。もう、継いである者がいなくて。

十河道夫委員

分かりました。

議長（会長）

農地集積専門員から何かありましたら。

農地集積専門員

香川県農地機構の松岡と申します。

私、この3月31日付をもちまして香川県の農地機構を退職致します。期間につきましては5年3か月ですか、今日お集まりの松原会長を含め、各農業委員さんにはいろいろとご相談、また、助言等をいただきまして、業務、非常に助かったように思っております。高い席ですけれども厚くお礼を申し上げます。

なお、ご案内のとおり、日本の農業情勢、これから5年をかけてかなり政策のほうを国のほうが変えていこうかというようなことも言われております。いずれにおきまして、農業人口、非常に軒数、人数とも減っておる中で、極力、農業をやっておられる方、代わり映えないような施策に変更していただきたいなということを希望致しております。

最後になりましたけれども、さぬき市の農業委員会のますますのご発展、また、松原会長を含め各農業委員さん、市役所の職員の皆様のご健康、ご多幸を祈りまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本当に長いことお世話になりました。ありがとうございました。

議長（会長）

ありがとうございました。

事務局	事務局からもう1点だけ報告させていただきます。
事務局	<p>皆様のお手元にお配りしている資料の説明を簡単にさせていただきます。4点配付しております。広報の原稿以外の、農業者年金のパンフレット、相続登記のリーフレット、それから、農政情報につきましては地区の推進委員さんのほうにもお渡しいただけたらと思います。お休みされている委員さんにつきましては、地区の代表者の方よろしくをお願いします。</p> <p>ご説明としまして、広報のほうなのですけれども、もう既にご覧になっている方もいらっしゃると思いますが、来年度のお知らせと農業者年金制度の改正のお知らせについて触れております。</p> <p>ちょっと気をつけていただきたいのが、5月1日から加入年齢が引き上げられるのですが、対象に入る方は国民年金の保険料納付済み期間が40年に満たない60歳から65歳未満の方が対象になりますので、その点だけ注意が必要かなと思います。</p> <p>あと、制度周知のため、一緒にお配りしている農業者年金のパンフレットをご活用いただければ幸いです。</p> <p>その次に、相続登記のリーフレットなのですが、こちらは法務局から関係機関への周知依頼がありましたので、皆様にお知らせするとともに、また地区の方に、こういったことがあるという情報提供の資料としてお使いいただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>もう1点だけ構いませんか。来月の定例会の開催の予定なのですが、4月20日水曜日午後3時から、本庁3階、この部屋で行います。</p> <p>なお、総会を同じ日に開催する予定です。時間につきましては1時半から、この場で行います。総会が1時半から、3時から定例会ということでご予定をよろしくお願い致します。</p>
農地集積専門員	<p>一言言い忘れしました。</p> <p>なお、後任には東かがわ市のほうから三好幸信様、JAのOBですがけれども、本店のほうにかなり勤務されまして、最後の2年、大川地区の営農センター長をされておりました。その方が私の代わりに参ると思いますので、また指導をよろしくお願いしたらと思います。</p> <p>失礼しました。</p>
大塚ノブ子委員	担当は、どなたがどっちを受け持つのですか。
農地集積専門員	地区割の担当につきましては、私がやっておった富田、津田、志度、こちらのほうの担当に三好、猪熊さんは寒川と長尾という地区担になると思います。
議長（会長）	<p>以上をもちまして、令和4年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。</p> <p>（ 2時08分閉会）</p>

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番